

2020年 行政法基礎

設問1

1. 5月10日、A社の担当者Bが申請書を今日中に提出したいと懇願したが、Z市の担当者Cは、この再建設を強行すると深刻なトラブルに巻き込まれるため、近隣住民と協議して妥協点を探るため、現状では申請書を受け取りとはできずと述べた。そこで、Cが「申請書を置いていって返すたりでよい」と述べたため、Bがやむを得ず申請書を持参した点について、行政手続法第24条第2項の趣旨に反しないか。

2. 行政手続法(以下、法略)は申請書の事務所に到達したとき、当該申請の審査を開始すると定める。

問題点の指摘
Kですが、当ではめの内容と重なっているの、薄さの少し、ンパクトでもよいです。

3. 本件について、

「到達」とは、行政機関の担当窓口の管理内に到達することをさす。

Bが申請書をZ市役所担当者Cの机に持参しており、それは行政機関担当者のもとに到達したといえる。無理矢理持って帰らされることになった、という点も考慮したい所です。

しかし、BはCにおお行政指導に従い、任意に当日の申請書提出をあきらめ、持ち帰っている。

4. したがって、本件当該Cの行為は行政手続法等に反しない。

以上

設問2

(1)について

1. 7月1日、BはCに対し、「お話を伺ったが、お礼がある」と述べ、明確にZ市の行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず、Cは同様の指導を繰り返して、法第24条第2項所定の建築審査会の同意手紙を行ない、当該Cの行為は行政手続法第24条第2項第33条第32条2項において同趣旨の趣旨に

条例に同趣旨の条項が必要となる理由について検証してみましょう。

（第 問）

1 反ひいか。

2 Q 軒にかいてみる

3 ①について

4 Bは5月17日に申請書を提出し、7月1日に行政指導に従う意思のないことを表明したにもか
5 かりながら、Cは同様の指導を繰り返して、所定の建築審査会の同意を求める手続等の
6 本建築確認申請に必要の手続を怠っており、7条1項の審査に答義務に反している。

7 ②について

指摘OKです。

8 BはCに対し行政指導に従うことを表明したが、Cは従来の指導を繰り返して
9 るの継続、A社の当該施設の建設計画が接近しており、このまま当該指導を
10 継続し、当該申請者の権利の行使を妨げており、33条等に反している。

11 ③について

端的ですが、指摘OKです。

12 CはBやA社が指導に従わないこと、法4条5項所定の建築審査会の
13 同意手続や建築確認手続（建築確認6条1項）を進めず、この利益
14 を取捨を怠っている。よって32条2項等にも反する。ここでは、まだ不利益な扱いをさ
15 れたとまでは言えない状況かと思

16 3. 以上より、当該Cの行為は行政法上の裁量外に反している。

以上

17 ④について

同意手続の処分性の問題があります。

18 建築審査会の同意手続（法4条5項）が行われなかったの不作為の違法
19 確認訴訟（行政事件訴訟法36条5項）が認められ、特例訴訟（法4条5項）
20 についての申請型義務訴訟（行政訴訟法26条2号）が争われる。

「設問3」

11)について

1. 取消訴訟の争点となるもの、処分性を有するといわれる。処分性の要件は①法律の根拠とて、①法律の根拠 ②法効果性 ③法効果の直接性、④公権力性が挙げられる。ここは、ある程度判例の文言で記憶をしていた方が、当てはめがしやすいです。

2. 市についてみる。

11) ①法律の根拠

「法律の根拠」とは、法律の根拠を有することをいい、この法律の条項も含める。

本件同意は、法44条15項に所定の建築審査会の同意である。建築基準法44条15項が法律の根拠である。

12) ②法効果性

「法効果性」とは、国民の権利義務を形成し、その範囲を確定する効果を有することをいふ。

本件同意は、得られれば、特別許可処分(法44条15項)がなされ、申請建築物を~~時~~随行政庁建築第一種低層住居専用地域にかつ良好な住居の環境を害せられぬと認められ(法44条1項ただし書)、特別許可処分を行ふ。申請者に対し、

特別許可処分を行ふ。ここは、必ずしもそうだと言えるでしょうか。

13) ③法効果の直接性

「直接性」とは、法効果が個別具体的に及ぶことである。

本件で、市長は11月4日、審議会に本件同意をしたので、2市長は、11月4日、

相隣地にかかる特別許可をした。同意のみが要件となっていないことにも注意が必要です。

14) ④公権力性

2市長審査委員会が同意し、2市長が法44条1項ただし書に基づき特別許可を行ふ。

第 問

3. 以上より、処分性は認められる。

したがって、本件同意は取消訴訟の支拂えられ処分である。

以上

(2) について

定義OKです。

1. 行政事件訴訟法9条1項に「当該処分を取り消すとき、法律上の利益を有する者は、①当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は公然的に侵害されるおそれのある者」とあり、②当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収せしむることなく、それら帰属する個々人の個別的利益についてもこれを保護するものと趣旨を合致し解する場合には、このおそれる利益もこの法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され、又は公然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟に於ける原告適格を有するものといふべきである。

2. 更に、③処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文意のみならず、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参考し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に於いて定められた場合に生ずることとなる利益の内容及び性質並びにそれが生ずる態様及び程度をも考慮すべきものである(下条2項。) 条文の指摘OKです。

3. 以下 本件を9条2項にあてはめて検討する。

(1) 処分の根拠となる法令の中で、第三者の利益を保護する可能性のある規定はあるか。

第

問

1 建築基準法4条1項は「許可を有する者については、あらかじめ、その許可に利害関係を
2 有する者の出頭を求め公開により意見を聴取し、その規定により、
3 第三者の利益を保護している」と解される。OKです。

4 (イ) 欠乏の根拠法規の①保護範囲要件と②価別的利益保護要件
5 についての確認。

① 保護範囲要件

6 建築基準法は、条でその趣旨目的を建築物に関する最低基準の定めにより、国民の
7 生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することに
8 基づいて制定されている。
9

10 国民の中にもその対象は、もちろん低層住宅に係る良好な住居の環境を保護
11 するための定められた地域(都計画法第1条)の人々も含めると解される。

② 価別的利益保護要件 具体的な事情をしっかりと当てはめていきます。

12 建築基準法4条1項ただし書き第1種低層住居専用地域における良好な住居
13 の環境が害されることがないための保護規定である。

14 そのため同条1項では、同地域で行政処分により利害関係を有する者の出頭を
15 求め公開により意見を聴取する機会を設けている。

16 (ウ) Dに原告資格は認められぬ。

17 本件土地に大規模な駐車場が建設され、騒音、ライトレキ及び排気ガス等により
18 閑静な一帯に住宅街の生活環境が一変するに予測される。Dはそうした地域に

19 住居を営み、D自身もその住環境が害されることになる。したがってDは本件
20 許可処分における直接な利害関係を有する第三者であり、9条2項の原告資格

21 を有する。これに加え、実際にDがそんなところに住んでいるかについても触れられ
22 ると良いです。

23 以上

13)について

建築基準法7条は建築審査会では、その法律に規定の同意等、重要事項について調査審議のうえ、議決を行うとの手続が定められている。

本件で、審査会は、本件同意を~~した~~決定おにあり、会議を開かず、3回審議のけ行した。本件同意の決定は法7条に反し、違法である。

よて、2市長による本件許可も違法である。

このような手続違反が重大な手続違反であることを指摘できると良いです。

これらの他に、規則に従っていないことなどにも触れて欲しいです。

以上

(第

問